

公益社団法人日本甲冑武具研究保存会

役員等の報酬等の支給基準並びに費用に関する規程

(目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本甲冑武具研究保存会（以下「日甲研」という。）の定款第31条の規定に基づき、役員並びに委員の報酬及び費用に関する必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第24条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち日甲研を主たる勤務場所とする者で、原則として各週3日以上勤務する者であって、各月通常業務日の5分の3以上の日数を勤務する理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうちで常勤役員以外の者をいう。
- (4) 委員とは、定款第36条に基づき設置される委員会を構成する者をいう。
- (5) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務の遂行にあたって、必要となる経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 日甲研は、役員及び委員の職務執行の対価として、報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、別表1「常勤役員報酬月額表」に基づき、役員報酬を支給する。
- 3 常勤役員には、任期满了における退職金の支給は行わない。

(報酬額の決定及び支給)

第4条 非常勤役員及び委員の報酬は、理事会又は委員会に出席した場合、定款及び諸規定に基づく職務執行のため日甲研に出勤したとき、又は日甲研が出席を依頼した行事に出席した場合については、別表1「支給日当額」を支給することができる。なお、日甲研が出席を依頼した行事に参加した一般会員（評議員含む）についても、「支給日当額」の日当を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬月額は、別表1「常勤役員報酬月額表」に基づき、日甲研会長（以下「会長」という。）が理事会の承認を得て決めるものとする。

- 3 常勤役員の報酬月額は、毎月 25 日（その日が休日に当たるときは、その前日の業務日）に支給する。
- 4 非常勤役員及び委員の報酬は、第 1 項の出席又は参加日に支払うものとする。なお、一般会員（評議員含む）も同様とする。
- 5 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこともできるものとする。
- 6 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（費 用）

第 5 条 日甲研は、役員及び委員がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。

（公 表）

第 6 条 日甲研は、この規則を以って、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 20 条第 1 項に定める報酬の支給基準として定め、これを公表するものとする。

（改 廃）

第 7 条 この規程の改廃は、総会の決議を以って行う。

附則 本規程は、公益法人の認定の日から施行する。

（令和 7 年 4 月 1 日施行）

【別表 1】

常勤役員報酬月額表

号俸	月額 (万円)
1	8
2	1 0
3	1 2
4	1 4
5	1 6
6	1 8
7	2 0
8	2 2
9	2 4
1 0	2 6
1 1	2 8
1 2	3 0
1 3	3 2
1 4	3 4
1 5	3 6

※ 以上の 1 5 号俸を基本とする

支給日当額

A；甲冑武具審査会への出席	15,000 円
B；審査会以外の行事	10,000 円

※甲冑武具審査会前日の準備日は B とする